

令和4年度
公益社団法人 日本補綴歯科学会
第1回専門医研修会

「制度等に関するするQAについて」

修練医・認定医・専門医制度委員会
委員長 河相安彦

本講演の内容は2022.5.8における情報提供であり、今後内容が変更となる場合があります。

本日の内容

1. 新専門医制度の概要とポイント
2. 新専門医制度 移行期間の概要
3. 新制度専門医への移行の概要
 - ① 専門医（指導医取得済み）からの移行
 - ② 専門医（指導医未取得）からの移行
 - ③ 新制度 専門医を新規申請

1. 新専門医制度の概要とポイント

日本歯科専門医機構の理念に合わせた新項目

V. 専門医資格の更新要件および認定基準

New

① 診療活動：経験症例数などの診療活動の必須化

➡診療活動実績として必要な経験症例数や治療経験数などが明示

New

③ 専門医共通研修：機構認定研修会の受講

➡専門医共通研修会・セミナーなどの受講実績や確認方法が明示

新制度への変更のポイント

-経験症例提示と専門共通研修-

1. 新規・更新申請に必要な経験症例数や治療経験数を細則に
明示→木本委員長から詳細
 - ・ 難易度（基本的な症例・難症例）に応じた経験症例提示の必須化
2. 歯科専門医共通研修の必須化

Q「専門医共通研修」とは、毎年開催されている専門医研修会のことですか。

→・当学会主催の専門医研修会とは異なります。令和4年度は機構認定の研修会を受講してください

歯科専門医共通研修(機構 2022.4.1改訂)

- 1 日あたり、1 講習 1 時間を 1 単位とし、2 単位を上限
 - 歯科専門医の新規申請および更新申請に必要な単位は、申請までの **5 年間**において共通研修区分
 - ①医療倫理
 - ②患者・医療者関係の構築
 - ③医療安全
 - ④院内感染対策
 - ⑤医療関連法規・医療経済
- 各々1 単位を含む**計 10 単位以上の取得**を申請要件
- ①②⑤については機構が主催する共通研修を受講することが望ましい

歯科専門医共通研修(2022.4.1改訂)

- 共通研修は 1 年ごとに 2 単位の受講を推奨
- 2 つ以上の専門医を申請または更新する場合、共通研修を別個に履修（受講）する必要はない

2022年度 機構認定共通研修 一覧

※詳細は各主催団体にお問い合わせください。※表中敬称は省略させていただいております。

2022年4月20日現在

No.	開催日・期間	主催団体	開催方式	講師名、所属	講演題目	対象	区分
001	2022.6.27～2022.8.05	日本歯科麻酔学会	Web開催	大西 秀樹 埼玉医科大学国際医療センター 精神腫瘍科 教授	遺族外来	社員学会会員	② 患者・医療者関係の構築
002	2022.6.27～2022.8.05	日本歯科麻酔学会	Web開催	宮脇 正和 医療過誤原告の会 会長	医療事故被害者からの応援メッセージ被害者の実像ー	社員学会会員	② 患者・医療者関係の構築
003	2022.4.30～2022.5.13	日本有病者歯科医療学会	オンデマンド	豊田 郁子 患者・家族と医療をつなぐNPO法人架け橋 理事長	医療事故を経験した遺族からの提言	単位認定学会の会員に限定	② 患者・医療者関係の構築
004	2022.4.30～2022.5.13	日本有病者歯科医療学会	オンデマンド	佐藤慶太 鶴見大学公共医科学研究センター 教授	歯科治療に起因した重大事故が起きたときー歯科における重大事故の実態と医療事故調査制度への対応ー	単位認定学会の会員に限定	⑤ 医療関連法規・医療経済
005	2022.6.4	日本歯科放射線学会	ハイブリッド	江草 宏 東北大学大学院歯学研究科 分子・再生歯科補綴学分野 教授	今あらためて確認したい歯科医療における院内感染予防対策	主催団体の会員に限定	④院内感染対策
006	2022.6.4	日本歯科放射線学会	ハイブリッド	伊東 孝 岡山大学病院 新医療研究開発センター 教授	医療機器の開発から保険導入までの道のり	主催団体の会員に限定	⑤ 医療関連法規・医療経済
007	2022.5.15	日本口腔外科学会	Web開催	織田 順 大阪大学高度救命センター 教授	多職種が連携する救急医療における診療アプローチ	社員学会会員	③医療安全
008							
009							
010							

<https://jdsb.or.jp/training.html> アクセス2022/5/7

Q「専門医共通研修」とは、毎年開催されている専門医研修会のことですか。
→令和5年度に向けて学会申請の専門医共通研修の企画を検討しています。詳細につきましては、確定次第、ご案内申し上げます。



一般社団法人
日本歯科麻酔学会

[ホーム](#)
[リンク集](#)
[English](#)
[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)

[一般の皆様へ](#)

[歯科医療関係者の皆様へ](#)

[総会・学術集会](#)

[出版物](#)

[各種認定事業](#)

[学会事業](#)

[表彰事業](#)

[バイタルサインセミナー](#)

[リフレッシャーコース](#)

[認定講習会](#)

[救急蘇生講習会](#)

[若手研究助成・多施設研究助成](#)

[学術委員会指名講演](#)

[国際学会発表者に対する支援事業](#)

[調査事業](#)

[厚生労働省委託事業](#)

[臨床研究](#)

[関連学会との共催事業](#)

[学会に属した案内](#)

[入会案内](#)

[HOME](#)
[学会事業](#)
[リフレッシャーコース](#)

リフレッシャーコース

過去のリフレッシャーコース

令和4年（第36回）日本歯科麻酔学会リフレッシャーコースのご案内

主催：一般社団法人日本歯科麻酔学会
企画運営：教育研修委員会

令和4年（第36回）日本歯科麻酔学会リフレッシャーコース（日本歯科専門医機構認定共通研修）を、Web開催いたします。講師および講演テーマなどは下記のとおりです。

また、本年度のリフレッシャーコース4講演の内、2講演が、（一社）日本歯科専門医機構の歯科専門医共通研修として認定されております。歯科専門医共通研修は、専門医の新規申請および更新に必須となりますので、関係する会員の先生におかれましては奮ってご参加下さい。

（歯科専門医共通研修として認定された講演）
2つの講演の研修項目は「患者・医療者関係の構築」となります。

- 「遠旅外来」（大西 秀樹 先生）
- 「医療事故被害者からの応援メッセージ—被害者の実像—」（宮脇 正和 先生）

開催概要

日時	令和4年7月初旬～8月初めまで（予定）※視聴期間中は何度でも視聴可能です													
会場	Web開催													
定員	なし													
参加費	<table> <tr> <td rowspan="3">会 員</td> <td>正会員区分1・2 （歯科医師又は医師、その他研究者）</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>正会員区分3 （その他の医療従事者）</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>学生会員</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非会員</td> <td>歯科医師又は医師、その他研究者</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の医療従事者</td> <td>7,000円</td> </tr> </table>		会 員	正会員区分1・2 （歯科医師又は医師、その他研究者）	12,000円	正会員区分3 （その他の医療従事者）	4,000円	学生会員	無料	非会員	歯科医師又は医師、その他研究者	15,000円	その他の医療従事者	7,000円
会 員	正会員区分1・2 （歯科医師又は医師、その他研究者）	12,000円												
	正会員区分3 （その他の医療従事者）	4,000円												
	学生会員	無料												
非会員	歯科医師又は医師、その他研究者	15,000円												
	その他の医療従事者	7,000円												



公益社団法人
日本口腔外科学会

[English](#)
[お問い合わせ](#)

[一般の皆様へ](#)
[会員専用ページ](#)

[学会の概要](#)
[事業案内](#)
[日本口腔外科学会雑誌](#)
[英文機関誌 J Oral Maxillofac Surg, Med, Pathol](#)
[入会等の案内](#)
[専門医制度](#)
[国際口腔顎顔面外科専門医](#)

お知らせ

TOP > [重要なお知らせ](#) > 若手口腔外科医交流会キックオフミーティングでの特別講演の日本歯科専門医機構共通研修認定のお知らせ(2022年5月15日:ライブ配信のみ対象)

若手口腔外科医交流会キックオフミーティングでの特別講演の日本歯科専門医機構共通研修認定のお知らせ(2022年5月15日:ライブ配信のみ対象)

（公社）日本口腔外科学会は、若手口腔外科医交流会キックオフミーティングでの特別講演「多職種が連携する救急医療における診療アプローチ」（16:30～17:40）について、講演内容から日本歯科専門医機構に対して共通研修としての申請を行い、共通研修として認定されました。受講されすと、日本歯科専門医機構共通研修1単位が取得できます。なお、事前に参加登録の上、ライブ配信で視聴し視聴後小テストを受けることが必要です（共通研修受講料2,000円）。

参加登録を希望される方は、若手口腔外科医交流会キックオフミーティングのホームページをご参照ください。

・リンク: [「若手口腔外科医交流会キックオフミーティング ホームページ」](#)

カテゴリー

[重要なお知らせ](#)
[総会・学術大会](#)
[専門医制度](#)
[教育研修会](#)
[支部学術集会](#)
[歯科臨床医リフレッシュセミナー](#)
[その他お知らせ](#)
[その他の事業](#)

非会員・一般：3,000円

非会員・一般：15,000円

新制度の申請料と登録料など

申請料

- (1) 認定申請料10,000円
(専門医、認定研修機関および指導医)
- (2) 認定審査料20,000円
(専門医および指導医)
- (3) 認定審査料30,000円
(認定研修機関甲)
- (4) 認定審査料50,000円
(認定研修機関乙)
- (5) 専門医機構登録料11,000円
(専門医)
- (6) 登録料10,000円
(指導医および認定研修機関)

登録料など

- (1) 専門医継続料6,000円
- (2) 指導医継続料2,000円
- (3) 専門医機構登録料11,000円
(更新時一括)
- (4) 認定機関継続料4,000円
(認定研修機関)

専門医継続料、指導医継続料、認定機関継続料は認定期間中、毎年納入するものとする。

2. 新専門医制度 移行期間の概要

2.新専門医制度の移行期間の設定

-移行期間と猶予期間-

1. 移行期間は2029年9月まで
2. 移行期間で申請する場合、**旧制度の研修歴は有効**
3. 従来の認定医・専門医試験は、その合格が**申請の1要件**となる
4. **専門医の更新申請**は5年の研修歴に加え、**1年の猶予期間**（1年）を設ける
5. **指導医**は研修機関の維持と、専門医の指導の観点から、猶予期間を設けない

Q: 現在認定医で認定医・専門医試験を合格しています。数年後に専門医申請を考えていますが、新制度の申請をする場合、また新たな試験を受け直さなくてはいけいのでしょうか？

→認定医・専門医試験は合格が研修を開始する1要件となっていますので有効です。専門医の申請後に別途、最終の試験として機構認定試験を受けていただきます。

指導医に関する確認事項

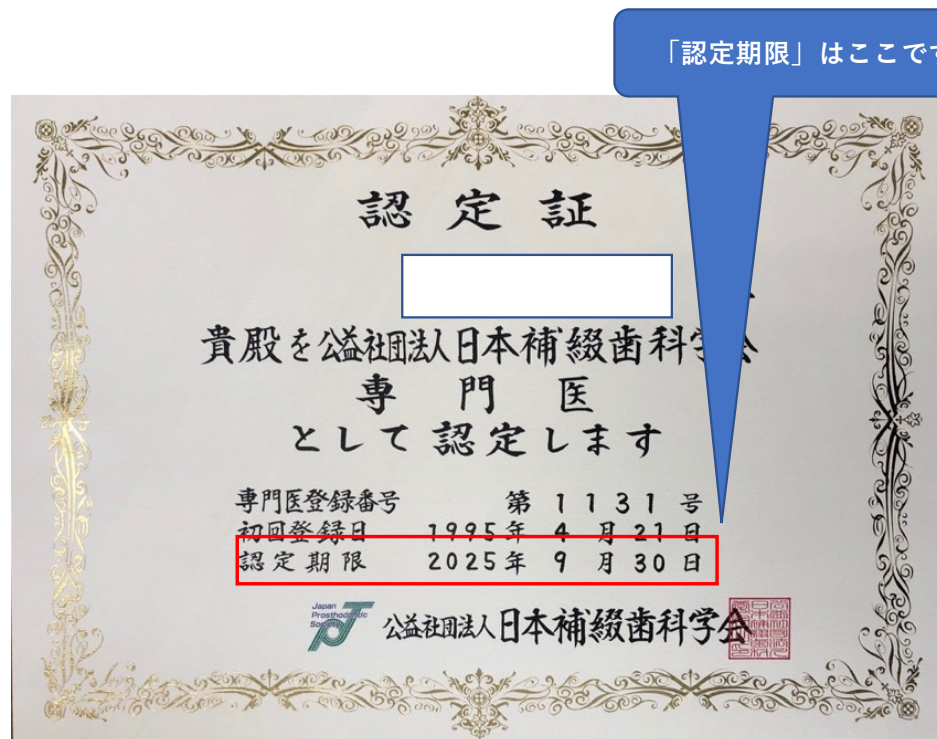
- ・ 終身指導医の申請は従来通り。ただし、
- ・ 終身指導医は更新がないため新制度の専門医として認定されない。
- ・ 「広告開示認可時における専門医制度規則の移行措置に関する申し合わせ」施行から1年間に限り旧の規定に則り指導医の申請が可能。

修練医・認定医に関する確認事項

- ・ 現行制度のまま

3. 新制度専門医への移行の概要

専門医の「認定期限」を確認してください



河相 安彦 様でログインしています

公益社団法人日本補綴歯科学会 会員ページ

はじめての方へ

会員情報

ログアウト

専門医・単位取得状況・学会費支払い状況・お支払いのご案内

専門医

指導医		専門医	
登録番号	962	登録番号	1131
登録年月日	2005/04/22	登録年月日	1995/04/21
更新予定年月日	2025/10/01	更新予定年月日	2025/10/01
更新手続可能	2024/10/01	更新手続可能	2024/10/01

認定医		修練医	
登録番号		登録番号	
登録年月日		登録年月日	
更新予定年月日		更新予定年月日	
更新手続可能		更新手続可能	

更新予定年月日の前日が「認定期限」です

① 専門医（指導医取得済み） からの移行

代表指導医と代表指導医以外の方で更新時期が異なります

旧制度（学会認定）補綴歯科指導医・専門医

移行

新制度補綴歯科専門医

2019.10 2020.4 2020.10 2021.4 2021.10 2022.4 2022.10 2023.4 2023.10 2024.4 (年月)

認定研修機関の代表指導医 (103名)

専門医歴

移行期間（7年間, 2029.9まで）

要件を満たした時点で暫定期間中に新制度での更新可能

A

認定研修機関の代表以外の指導医 (575名)

専門医歴（5年）

更新年に新制度での更新

B

3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療, 4) 専門共通研修が不足 → 追加提出
+ 機構専門医認定試験

2022.9.30 期限 (2021. 10月認定済み) 専門医歴（5年）

申請期間

C-1

3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療, 4) 専門共通研修が不足 → 追加提出
+ 機構専門医認定試験

2022.9.30. 期限 (2022. 3月認定予定) 専門医歴（5年）

申請期間

C-2

2023.3.31. 期限 (2022. 4・10月認定予定) 専門医歴（5年）

申請期間

D

2023.9.30. 期限 (2022. 10・2023・3月認定予定) 専門医歴（5年）

申請期間

E

認定失効期限から過去5年間の研修歴が機構認定暫定更新単位(42~50単位以上)

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上)
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本4単位以上+難症例10単位以上)
- 4) 専門共通研修 (2~**単位以上) + 機構専門医認定試験

1. 認定機関代表指導医: A

認定期限は？

2022.3.31

2022.9.30

2023.3.31

2023.9.30以降

更新申請は？

申請済み

申請予定

表Aの
3)・4)*
を追加

表Aの
1)~4)*
を満たす

再申請
(2022.2.15)

申請
(2022.2.15)

書類審査

認定試験 (2022.2.27, 3.12)

認定委員会 (2022.3)

共通研修 (2022.4以降でも可)

表Aの
1)~4)
を満たす

申請 (随時)

試験

認定委員会 (定例)

* 申請まで専門共通研修を受講で
きない場合は4月以降でも可

表A:指導医更新要件

認定期限から過去5年間の研修歴が機構認定暫定更新単位(42~50単位以上)

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上)
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本4単位以上+難症例10単位以上)
- * 4) 専門共通研修 (2~* * 単位以上) + 機構専門医認定試験

Q: 2023年4月1日更新予定ですが、今回、旧制度での申請した場合、代表指導医としては認められないでしょうか。

→機構との意見交換で、代表指導医の新制度への移行は研修機関の維持のため必要であるという根拠で、早期の移行を申し合わせで定め、申請をお願いしています。旧制度で更新した場合は、新制度専門医へ移行した指導医に交代するか、該当者がいない場合は猶予申請を提出してください。

Q: 現在の代表指導医が1~2年で退職するが、他の指導医の更新が4~5年先の場合、施設に新制度の専門医が居なくなる。代表指導医が退職前に誰が新制度の専門医としての申請ができるようにしてもらえるのか。

→代表指導医以外は、研修機関代表指導医以外の指導医は従来通り5年で更新となります。更新の前倒しはできません。他の指導医の更新まで猶予申請を提出してください。

Q:代表指導医です。指導症例も自分の症例数に加算しても問題ないのでしょうか。

→指導医も方は加算して結構です。

2. 機関代表以外の指導医

B, C, D, E

認定期限は？

2022.3.31

2022.9.30

2023.3.31

2023.9.30以降

D

E

更新申請は？

B, C-1

申請済み

C-2

申請予定

表Aの
3)・4)*
を追加

表Aの
1)～4)*
を満たす

表Aの
1)～4)
を満たす

再申請
(2022.2.15)

申請
(2022.2.15)

申請
(2022.4～10)

申請
(認定期限の1～0.5年前)

書類審査

認定試験 (2022.2.27, 3.12)

認定委員会 (2022.3)

共通研修 (2022.4以降でも可)

試験

認定委員会 (定例)

*申請まで専門共通研修を受講できない場合は4月以降でも可

表A:指導医更新要件

認定期限から過去5年間の研修歴が機構認定暫定更新単位(42～50単位以上)

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上)
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本4単位以上+難症例10単位以上)
- * 4) 専門共通研修 (2～**単位以上) + 機構専門医認定試験

Q: 2022年9月30日が認定期限ですが、追加書類を提出できなかった場合、どうなりますか。

→2022年4月から7年間の移行期間（2029年10月まで）になりますので、先生の場合、次回更新時でも機構認定の専門医申請が可能です。

Q: 追加申請書類を提出せず、新制度の認定を受けなかった場合、HPの専門医名簿からも消されてしまうのでしょうか。

→新制度のみ専門医の名称を使う可能性があります。旧制度の専門医名称については確定していませんので返答ができない状況です。

Q:令和4年4月に指導医申請したいのですが、現規定で指導医を取得したあと、更新は新制度で行うのでしょうか。

→専門医の更新は新制度の更新要件で行います。

専門医（指導医取得済み）の移行に関する確認事項

- 申請は認定期限の1年から半年前までに行う。
- 指導医の資格は、専門医の資格が更新された時点で更新される。
 - （細則第11条4項）
- 新制度で専門医認定された場合、次回更新時は細則の専門医更新要件に従う（62~70単位以上）

指導医から新制度専門医への更新要件

項目	機構認定（新制度）	必要単位数と要件	学会認定（現制度）
(1) 本会学術大会等への出席	イ. 本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会およびプロソ（4単位） 生涯学習公開セミナー（2単位） 制度委員会が認めた専門医研修単位認定セミナー（1時間2単位、最大4単位）	【20単位以上】 学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソおよび生涯学習公開セミナーで	【20単位以上】 同左
(2) 本会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告	論文発表（筆頭）（8単位） 論文発表（共著）（4単位） 口演発表（筆頭）（6単位） 口演発表（共著）（3単位）	【3単位以上】	【3単位以上】 同左
(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療	イ 治療終了後、3年以上経過観察を行った症例（10単位） ロ 治療を終了した基本的な症例（1装置；2単位） ロ 治療を終了した難症例 5単位（1口腔；5単位）	【14単位以上】 ロ： ・治療を終了した基本的な症例；4単位（2装置以上） ・治療を終了した難症例；10単位以上（2症例以上）	【6単位以上】 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療 イ 治療を終了した症例 2単位
(4) 専門医共通研修の履修	【必修項目】 ①医療倫理、②医療安全、③院内感染対策、 【選択項目】 ④医療関連法規・医療経済とし、研修会1回受講につき、2単位とする。	【10単位以上】 ただし、必修項目3領域で各々2単位以上を含むこと	なし
合計単位数		(1)(2)(3)で40単位以上 + (4)広告開示が認可された日から更新までの年数に2単位を乗じた単位以上	専門医の資格の更新に当たっては、5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位以上あるいは(3)から6単位以上を含み、計40単位以上

指導医に関するQA

Q: 指導医を取得している開業医です。機構認定専門医の更新する場合、開業医のため論文や学会発表は困難です。専門医・指導医更新の場合は必須でしょうか？

→「2）学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告（3単位以上）」がない場合、「3）歯科補綴学に関する領域の疾患の診断及び治療」を3単位以上（様式8-1, 8-2）で代用が可能です。

Q: 開業医の先生も、更新に際し認定研修機関への所属が必須でしょうか？

→所属は不要です。自己研鑽を基本とします。（前回の説明会での回答は誤りです。お詫びいたします）

Q: 指導医の更新はケースプレゼンテーション必須ですか？

→症例提示はプレゼンテーションでなく、書類の提出（様式8-1, 8-2）です。

② 専門医（指導医未取得） からの移行

症例提示必須化に伴い、研修期間（5年）に加え猶予期間（1年）を設置

旧制度（学会認定）補綴歯専門医

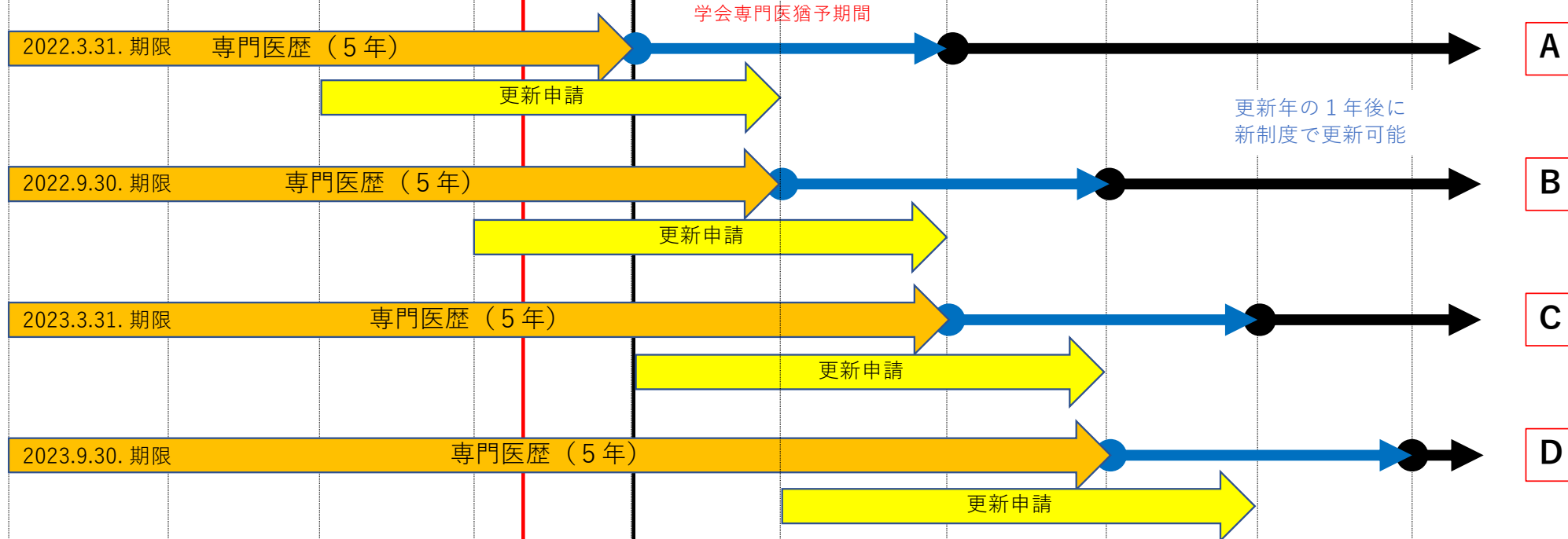
新制度補綴歯科専門医

移行

2020.4 2020.10 2021.4 2021.10 2022.4 2022.10 2023.4 2023.10 2024.4 2024.10 (年月)

専門医 (**名)

移行期間（7年間, 2029.9まで）

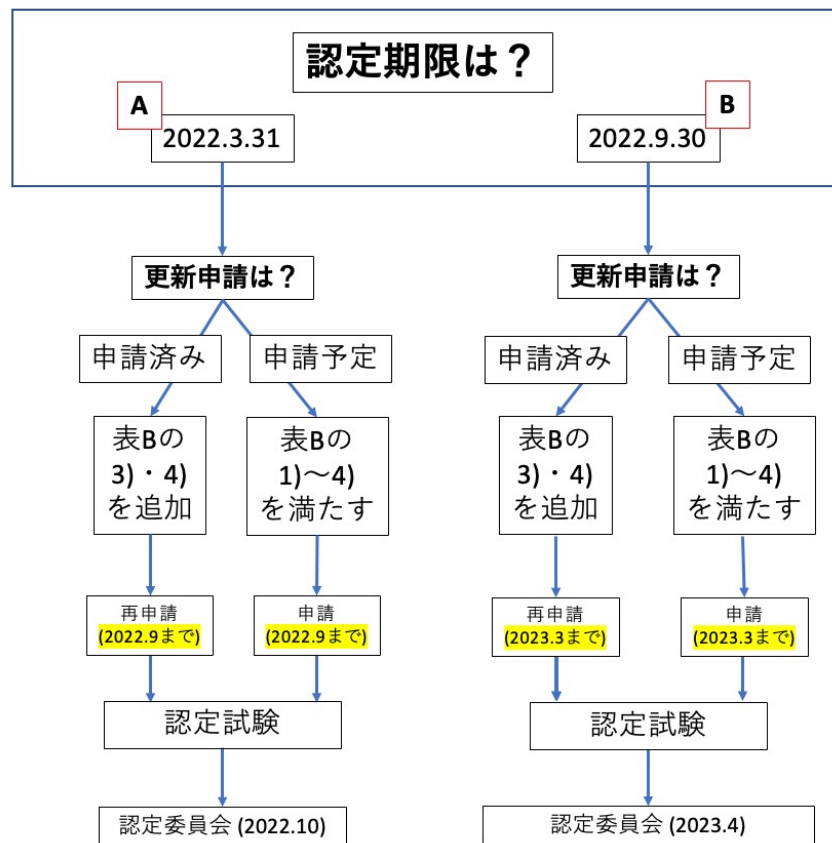


認定失効期限から過去5+猶予1年間の研修歴が機構認定更新単位(62~70以上)

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上) → 取得しない場合3)で3単位
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本20単位以上+難症例15単位以上)
- 4) 専門共通研修 (2~**単位以上)

+ 機構専門医認定試験

3. 学会専門医①

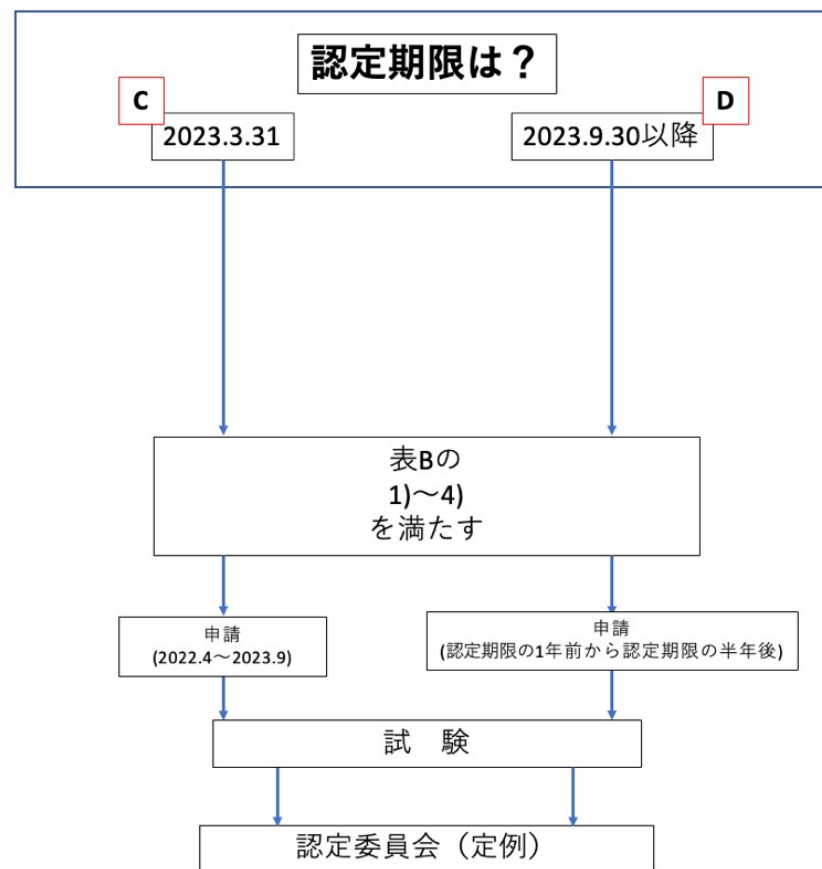


表B:専門医更新要件

認定期限から過去5+猶予1年間の研修歴が**機構認定更新単位(62~70以上)**

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上) → 取得しない場合3)で3単位
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本20単位以上+難症例15単位以上)
+機構専門医認定試験
- 4) 専門共通研修 (2~**単位以上)

4. 学会専門医②



表B:専門医更新要件

認定期限から過去5+猶予1年間の研修歴が**機構認定更新単位(62~70以上)**

- 1) 学術大会の出席 (20単位以上)
- 2) 学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関する報告 (3単位以上) → 取得しない場合3)で3単位
- 3) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療 (基本20単位以上+難症例15単位以上)
+機構専門医認定試験
- 4) 専門共通研修 (2~**単位以上)

専門医（指導医未取得）の移行に関する確認事項

1. 研修期間（5年）に加え猶予期間（1年）認定期限を延長する。
2. 機構認定専門医の更新要件（単位）を満たす。
3. 専門医認定失効期日の1年前から6か月前までに更新申請する

旧専門医から新制度専門医への更新要件

項目	機構認定（新制度）	必要単位数と要件	学会認定（現制度）
(1) 本会学術大会等への出席	イ. 本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会およびプロソ（4単位） 生涯学習公開セミナー（2単位） 制度委員会が認めた専門医研修単位認定セミナー（1時間2単位、最大4単位）	【20単位以上】 学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソおよび生涯学習公開セミナーで	【20単位以上】 同左
(2) 本会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告	論文発表（筆頭）（8単位）（共著）（4単位） 口演発表（筆頭）（6単位）（共著）（3単位）	【3単位以上】	【3単位以上】 同左
(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療	イ 治療終了後、3年以上経過観察を行った症例（10単位） ロ 治療を終了した基本的な症例（1装置；2単位） ロ 治療を終了した難症例 5単位（1口腔；5単位）	【35単位以上】 ・ 治療を終了した基本的な症例；20単位（10装置以上） ・ 治療を終了した難症例；15単位以上（3症例以上） あるいは (2)を取得せず、(3)で38単位以上	【6単位以上】 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療 イ 治療を終了した症例 2単位
(4) 専門医共通研修の必修項目の履修	【必修項目】 ①医療倫理、②医療安全、③院内感染対策、 【選択項目】 ④医療関連法規・医療経済とし、研修会1回受講につき、2単位とする。	【10単位以上】 ただし、必修項目3領域で各々2単位以上を含むこと	なし
合計単位数		専門医の資格の更新に当っては、5年間に(1)から20単位以上、(2)から3単位以上(3)から35単位以上、(4)広告開示が認可された日から更新までの年数に2単位を乗じた単位以上を含み、62～70単位以上	専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位以上あるいは(3)から6単位以上を含み、計40単位以上

様式 8

専門医に関するQA

Q: 昨年専門医更新の申請をしました。追加の症例は昨年申請時までには終了したものが提出対象でしょうか？

→ 1年間の猶予期間が設定されています。猶予期間中を含み、今後終了する症例を対象として構いません。

Q: フローチャートの「表B専門医更新要件」の項目に「2) を取得しない場合 3) で3単位」とありますが、どういう意味でしょうか？

→ 発表記録がない場合、3) の症例を3単位以上あれば代用可能という意味です。2) がない場合、3) が合計38単位以上必要ということになります。（例：基本症例2単位×2症例、難症例5単位×1症例など）

Q: 専門医の更新に1年猶予期間とのことですが、例えば学会専門医の更新予定日が2024年10月1日の場合、2025年9月30日までに更新すれば良いという意味でしょうか？それとも、学会専門医の更新期限は2024年9月30日で、新制度の申請期限が2025年9月30日という意味でしょうか？

→ 更新予定日が2024年10月1日の場合、認定期限は2024年9月30日です。そこから1年の猶予期間がありますので認定期限が2025年9月30日になります。

新制度の更新を行う場合、2023年10月から2025年3月（1年半）の間に申請を行ってください。

専門医に関するQA

Q:専門医で新制度での更新の場合、猶予期間を待たずに、1年前から申請しても良いのですか？

→構いません。例えば例えば、2023年3月31日が認定期限の場合、2022年4月から申請ができます。ただし、猶予期間を待たずに申請しても、更新は猶予期間後の2024年4月の登録となります。

Q: 現在出産により専門医更新期間を延期（休止）している状態です。新制度移行の際は7年後完全移行まで問題ないとの認識でよろしいでしょうか？

→休止期間中の診療実績、研修等の受講は更新の単位として認められません。更新は、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たし申請を行ってください。

③新制度 専門医を新規申請

旧制度（学会認定）補綴歯科専門医

新制度（機構認定）補綴歯科専門医

移行

2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 年

現在専門医の取得を目指している会員

研修歴

申請可能年の1年後に新制度での申請可能

研修歴

申請時点から過去5年間の研修歴が機構認定単位以上
+ 認定試験

移行期間（7年間）

新制度専門医の新規申請に関する確認事項

1. 移行期間で申請する場合、旧制度の研修歴は有効。
2. 認定研修機関において5年以上診療および研究に従事する。
3. 認定医・専門医試験に合格する
4. 機構認定専門医の更新要件（単位）を満たす。
5. 細則第3条に従い申請する

機構認定専門医の申請要件

項目	機構認定（新制度）	必要単位数と要件	学会認定（現制度）
(1) 本会学術大会等への出席	イ. 本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会およびプロソ（4単位） 生涯学習公開セミナー（2単位） 制度委員会が認めた専門医研修単位認定セミナー（1時間2単位、最大4単位）	【28単位以上】 学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソおよび生涯学習公開セミナーで	【28単位以上】 同左
(2) 本会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告	論文発表（筆頭）（8単位） 論文発表（共著）（4単位） 口演発表（筆頭）（6単位） 口演発表（共著）（3単位）	【12単位以上】 ・筆頭著者または演者の場合を必ず含む	【12単位以上】 同左
(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療	イ 治療終了後、3年以上経過観察を行った症例（10単位） ロ 治療を終了した基本的な症例（1装置；2単位） ロ 治療を終了した難症例5単位（1口腔；5単位）	【310単位以上】 イ：3年以上経過観察症例；10単位 ロ： ・治療を終了した基本的な症例；200単位（100装置以上〔有床義歯30装置以上〕） ・治療を終了した難症例；100単位以上（20症例以上）	【30単位以上】 イ 治療終了後、3年以上経過観察を行った症例 10単位 ロ 治療を終了した症例 2単位 ハ 3年以上経過観察を行った症例、およびロに該当する症例20単位（10症例）を必ず含み、かつ30単位以上を必要とする。
(4) 専門医共通研修の必修項目の履修	【必修項目】 ①医療倫理、②医療安全、③院内感染対策、 【選択項目】 ④医療関連法規・医療経済とし、研修会1回受講につき、2単位とする。	【10単位以上】 ただし、必修項目3領域で各々2単位以上を含むこと	なし
合計単位数		360単位以上 	70単位以上

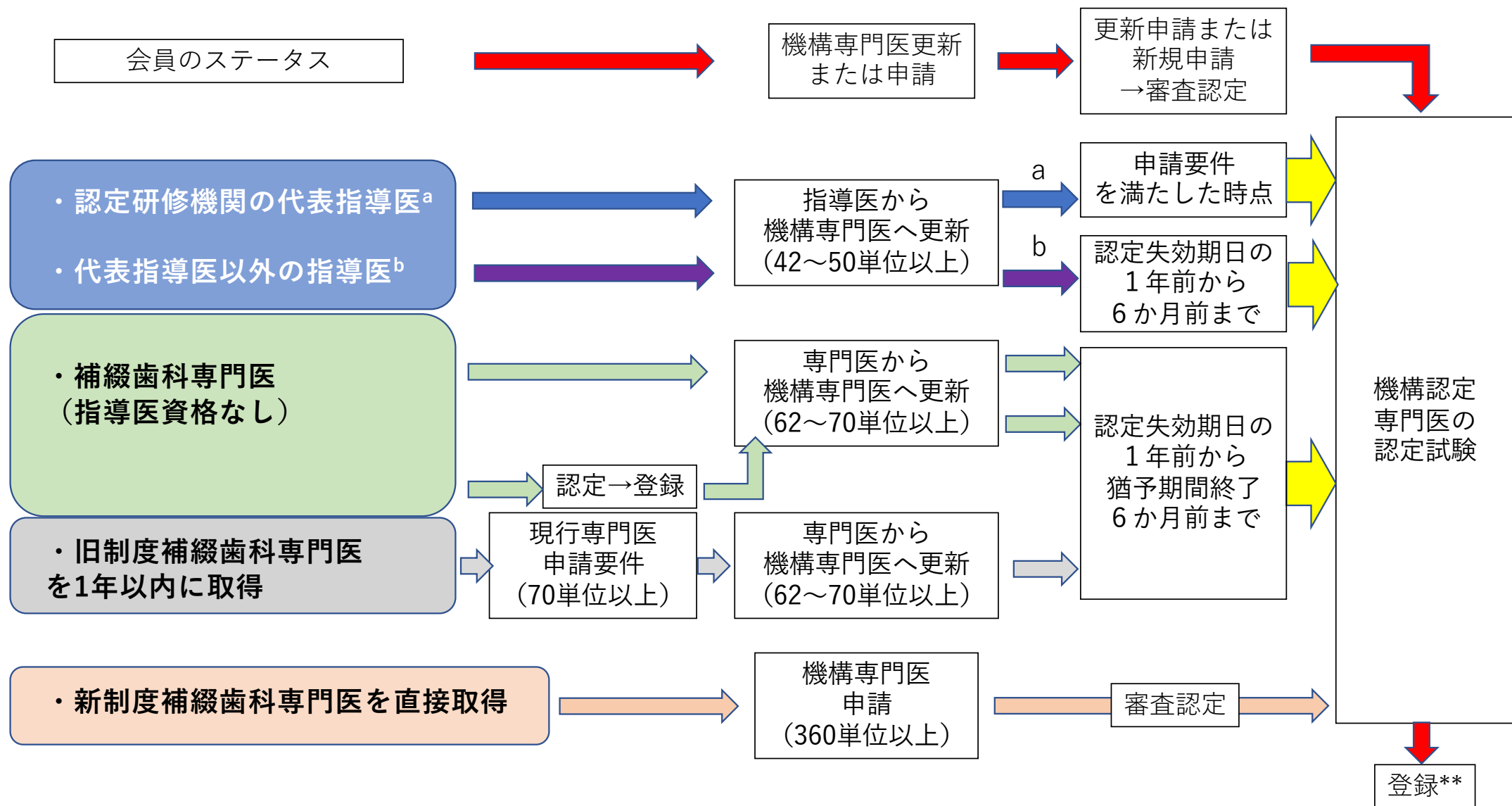
専門医に関するQA

Q:

- ① 研修機関を跨ぐ研修の場合、研修の連続性は認められるのでしょうか？
- ② 新制度で申請する際の流れや単位の取得法など詳しく説明をお願いします

→現在教育検討委員会で検討している「補綴歯科専門医研修評価記録（仮称）」に則り研修を継続していた
だければ連続性は担保されます。

制度のまとめ



ご視聴ありがとうございます

終了後のアンケートに質問をお寄せください

本講演の内容は2022.5.8における情報提供であり、今後内容が変更となる場合があります。